

新型コロナウイルス感染症に関する対応措置

総 括

2020年4月17日 発行
2020年5月26日 改訂



1、基本方針

感染防止対策の継続

全国的な緊急事態宣言の解除後も、

- 政府推奨の「新しい生活様式」
- 関連業界による「ガイドライン」

これらを参考のうえ、

今後も 感染防止対策を継続 していきます。

2、感染防止対策の「主な継続事項」について

- ①業務中のマスク着用（熱中症対策のうえで）
- ②車両、共用設備・機器の消毒、飛沫防止対策
- ③不要不急の外出・出張・来客対応を控える
- ④検温とその記録を含めた健康管理
- ⑤在宅勤務、オンライン会議など3密を防ぐ業務形態
- ⑥日常生活での感染防止対策（新しい生活様式の実践）

3、感染防止対策の考え方

宣言の解除後も、基本的な対策は変わりません！

- 一人ひとりの感染予防策
- 取るべき行動（自粛と推進）
- 3密回避（集団感染「クラスター」の発生防止）

これに「日常における新しい生活様式の実践」を加味してください。

4、一人ひとりの感染予防策（3つの基本）

①身体的距離の確保

最低 1 メートル（できるだけ 2 メートル）

②マスク着用（咳エチケット）

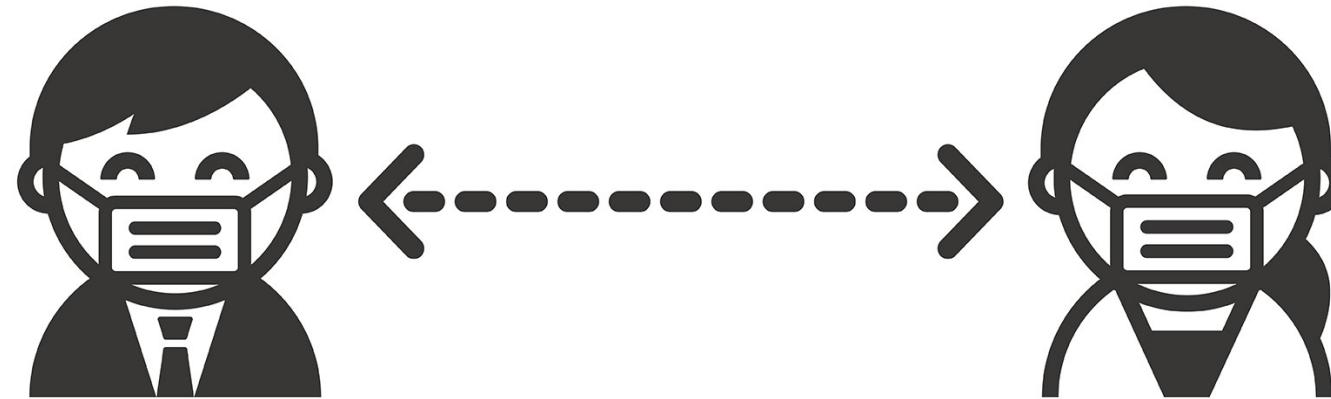
屋内にいるときや会話時には症状がなくても着用

③手洗い（または消毒）

30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

4、一人ひとりの感染予防策① [身体的距離の確保]

最低 1 メートル (できるだけ 2 メートル)



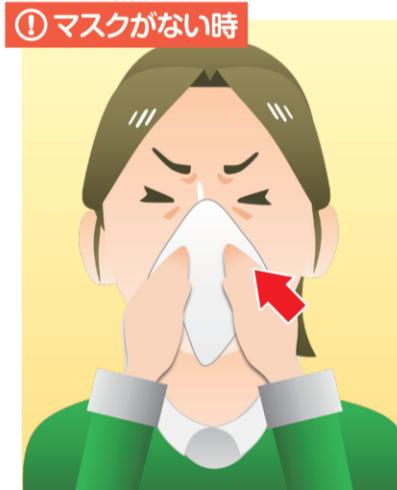
自分を守り、相手を守るためにも、キープディスタンス！

4、一人ひとりの感染予防策②【マスク着用】

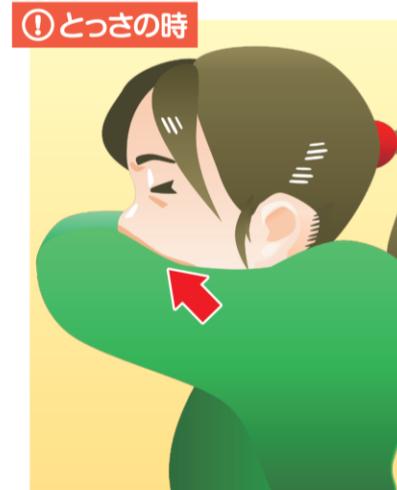
マスク着用と「咳・くしゃみのエチケット」



鼻から顎までを^{おおい}覆い、隙間がないようにつけましょう。



ティッシュ:使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。
ハンカチ:使ったらなるべく早く洗いましょう。



マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時は、袖や上着の内側で口・鼻を^{おおい}覆いましょう。



出典:厚生労働省HPより

屋内にいるときや会話時は、症状がなくてもマスクを着用。

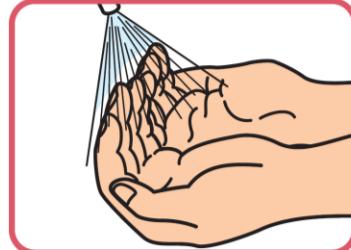
4、一人ひとりの感染予防策③【手洗い】



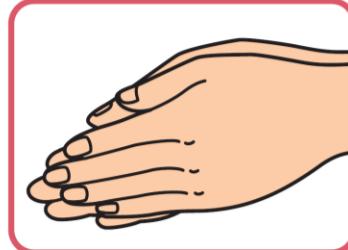
出典:SARAYA(サラヤ株式会社)HPより

30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

4、一人ひとりの感染予防策③【手指の消毒】



1 噴射する速乾性手指消毒剤を指を曲げながら適量手に受ける



2 手の平と手の平を擦り合わせる



3 指先、指の背をもう片方の手の平で擦る(両手)



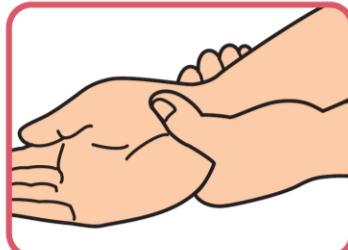
4 手の甲をもう片方の手の平で擦る(両手)



5 指を組んで両手の指の間を擦る



6 親指をもう片方の手で包みねじり擦る(両手)



7 両手首までていねいに擦る



8 乾くまで擦り込む

出典:SARAYA(サラヤ株式会社)HPより

指だけでなく手首まで。全体が乾くまでよく擦り込みます。

4、一人ひとりの感染予防策 [その他]

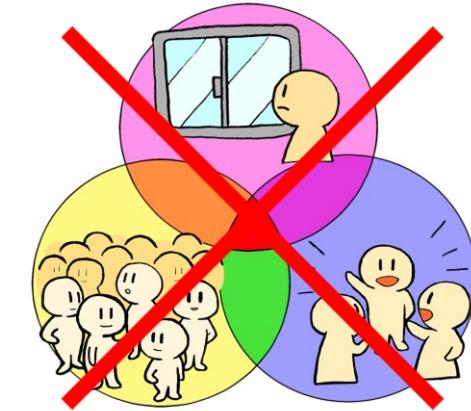
- 消毒（共用部など不特定多数の人が触れるもの）
- うがい
- 出社時の検温（日々の健康管理）
- 会話をする際は可能な限り真正面を避ける
- 構内作業時の手袋着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗い、すぐに着替えシャワーを浴びる
- 十分な休養と睡眠
- 咳やくしゃみが出るときの対処
 - ・他人から1メートル以上離れ、顔を背ける
 - ・非着用時に咳やくしゃみが出るときはティッシュ等で口、鼻を覆う
 - ・鼻汁、痰を含んだティッシュはすぐに捨てる
 - ・手のひらで咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗う

5、取るべき行動

自粛するもの

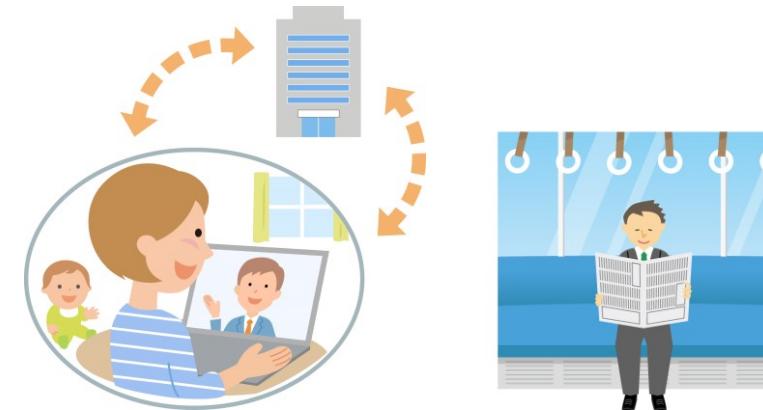
- 不要不急な外出、出張、来客対応
- 3密にあたる会議や会食への参加、施設の利用

※関係地域の感染状況に注意のうえ適切に行動する。



推奨するもの

- 在宅勤務
- 時差出勤
- ローテーション勤務
- オンライン会議



※可能な職種や環境において（在宅勤務等は上長許可を必要とする）

6、3密回避（集団感染「クラスター」の発生防止）

3つの「密」を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



出典：厚生労働省HPより

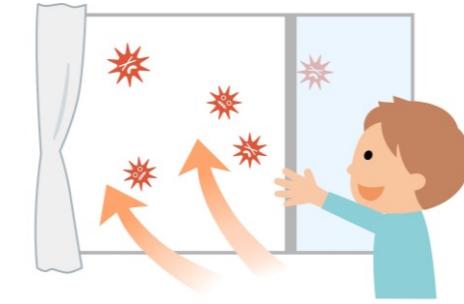
3条件が揃う場所が集団感染発生のリスクが高い！

6、3密回避（集団感染「クラスター」の発生防止）

① 換気の悪い“密閉”空間を避ける！

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、2方向の窓を1回数分間程度全開にする。（毎時2回以上）
- ・窓が1つでも入口ドアを開ければ、窓とドア間の空気が流れる。



機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、合理的な換気量を保つような維持管理が法令により定められている。
- ・したがって窓がなくとも換気設備による換気が通常のため過剰に心配する必要はない。
- ・油断は禁物のため、換気量をさらに増やすことは予防に有効となる。
- ・窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やし、一部屋あたりの人数を減らす。

車両にいる場合

- ・なるべく窓を開け、エアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」にする。

6、3密回避（集団感染「クラスター」の発生防止）

② “密集”しないよう、人との距離を取る！

- 1メートル（できれば2メートル）の距離を取る
- 他人と互いに手を伸ばして届かない
- 列に並ぶときは、前の人には近づきすぎない
- 座席は、隣の人と一つ飛ばしに座る
- 真向かいに座らず互い違いに座る
- 机やイスの数を通常よりも間引く
- 可能な職務においては在宅勤務に転換

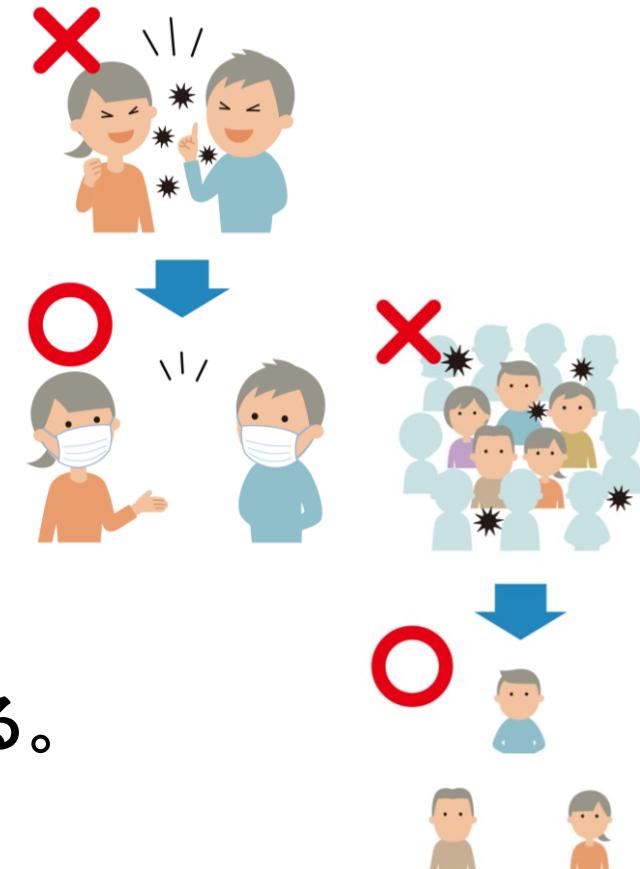


出典：厚生労働省HPより（イラスト）

6、3密回避（集団感染「クラスター」の発生防止）

③ “密接” した会話や発声は避ける！

- 対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用する。
- エレベーターや電車の中で他人と距離が近いとき、会話や携帯電話での通話を慎む。
- 多人数での会食を避ける。
- ジムなど室内で呼気が激しくなる運動を避ける。

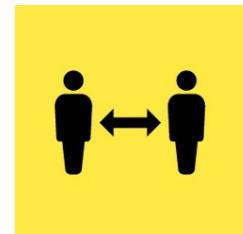


出典：厚生労働省HPより(イラスト)

7、日常における「新しい生活様式」の実践

買い物

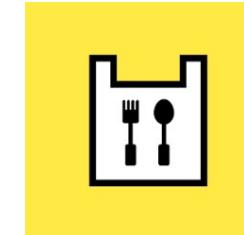
- 通販も利用
- 1人または少人数で空いた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジ等に並ぶときは前後にスペース



7、日常における「新しい生活様式」の実践

食事

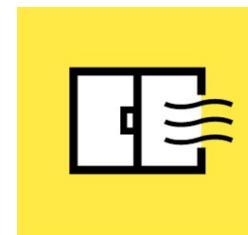
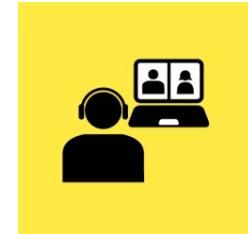
- テイクアウトやデリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて料理は個々に
- 対面ではなく横並びに座る
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける



7、日常における「新しい生活様式」の実践

娯楽・スポーツ等

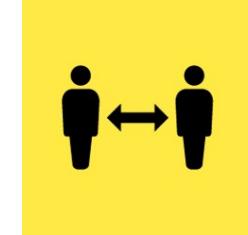
- 公園は空いた時間・場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居をしない
- 歌や応援は十分な距離かオンライン



7、日常における「新しい生活様式」の実践

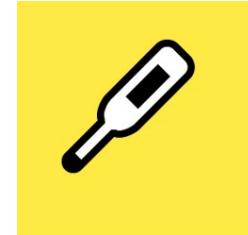
公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避ける
- 徒歩や自転車利用を併用する



冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避ける
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない



8、自宅待機や出勤許可のガイドライン(全容)

NO	事象	対応	備考	賃金	出勤許可
1	2020年1月20日以降、中国へ渡航していた	帰国後14日間の在宅勤務とする	在宅勤務中に疑わしき症状が発生した場合は、即座に帰国者・接触者相談センターへ問い合わせ指示に従う	在宅勤務期間中は、通常賃金100%を支給する 発症した場合は在宅勤務を解き、病気欠勤扱いとするが、年次有給休暇の取得を妨げない	帰国後、感染及び体調不良が無い場合は15日目から出勤可
2	小学校等の臨時休業に伴い出社が困難となった	対象従業員が出勤予定になっていた日に、学校が休校になる事で休まなければならなくなつた日及び時間を対象に本人からの申請により特別休暇取得可能	土、日、祝日、その他休校日(春・夏・冬休み)など元々学校が休みの日は対象外とする	通常賃金100%を支給する 時間単位での取得の場合は、時給単価×取得時間で計算し支給する	
3	在宅勤務	会社から在宅勤務を命じられた場合は、在宅勤務を行う(原則、在宅勤務が可能な従業員は在宅勤務を行う)	自宅でPMの出退勤打刻が可能な場合は、PMSで勤怠打刻を行う 出来ない場合は、出退勤の報告を所属のPMS打刻修正権限者へ報告し、権限者が出退勤の打刻を入力する(報告は電話又はメールで行う)	勤怠実績に応じて支給する	会社から在宅勤務命令を解かれた日から出勤可
4	37℃以上37.5℃未満の体温があるが特に倦怠感など疑わしい症状の自覚症状がない	在宅勤務が可能な場合は在宅勤務を行う 在宅勤務が不可能な場合は通常勤務を行う			
5	37.0℃以上37.5℃未満の体温があり、倦怠感や咳などの疑わしい症状がある	医療機関を受診し、病院から就業の可否判断を受ける 就業可能な場合は、在宅勤務が可能な場合は在宅勤務を行う 在宅勤務が不可能な場合は、症状が回復するまで間、自宅待機とする		①自宅待機の3日間は特別休暇とし、通常賃金の100%を支給する ②医療機関の受診結果が就労不可とされた場合若しくは受診しなかつた場合は、症状が回復し、通常体温(平熱)に戻るまでの間において4日目以降は病気欠勤とするが、年次有給休暇の取得を妨げない ③医療機関の受診結果が就労可能とされた場合は、症状が回復し、通常体温(平熱)に戻るまでの間において4日目以降を労働者災害補償保険に準ずる休業補償額を支給する。(通常賃金の60%)	医療機関の診断結果が就労可能であり、感染及び体調不良が無く通常体温(平熱)に戻れば出勤可
6	37.5℃以上の発熱がある	就業不可とし、自宅待機とする 医療機関を受診し、病院から就業の可否判断を受ける	37.5℃以上の発熱が4日以上継続した場合又は疑わしい症状が継続した場合は帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示を仰ぐ		
7	14日以内に接触のあった家族・知人などが新型コロナウイルスに感染したが、保健所から自宅待機の指示を受けていない	最終接觸日から14日間自宅待機又は在宅勤務とする。自宅待機及び在宅勤務期間中は所属長に検温結果及び体調の体調報告を日次で行う	37.5℃以上の発熱が4日以上継続した場合は帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示を仰ぐ	◆自宅待機期間中に発症しなかった場合 期間中は特別休暇とし、通常賃金の100%を支給する ◆自宅待機及び在宅勤務中に発症した場合 発症までの間は特別休暇とし、通常賃金の100%を支給する。発症後は病気欠勤とするが、年次有給休暇の取得を妨げない	最終接觸日から14日を経過し、感染及び体調不良が無い場合は15日目から出勤可。 発症した場合は、医師の診断により就労可能となつたなった日から出勤可
8	14日以内に接触のあった家族・知人などが新型コロナウイルスに感染した方と接触しているが、保健所から自宅待機の指示を受けていない				
9	14日以内に集団感染した場に行ったことがあるが、保健所から自宅待機の指示を受けていない				
10	保健所又は医療機関から自宅待機の要請があった場合	所属長又は会社に報告し、保健所又は医療機関の指示に従う			自宅待機が解除された日から出勤可
11	新型コロナウイルスに感染した			病気欠勤扱いとするが、年次有給休暇の取得を妨げない	保健所又は医療機関から就労可能と診断された日から出勤可

※1)通常賃金とは、1日における所定内労働時間(雇用契約された勤務時間)を勤務した場合に支払われる賃金

※2)疑わしい症状とは、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く(※高齢者、基礎疾患のある方は、上の状態が2日続く場合)、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、味覚障害など

◆報告・連絡経路(BCP規程サブ報告ルート)

・疑わしい症状がある ※2)

・医療機関でPCR検査を受診した

・NO. 7・8・9・10・11に該当する



安全管理課長

緊急対策本部事務局

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(4)

37°C以上 37.5°C未満の体温があるが、
特に倦怠感など疑わしき症状の自覚症状がない。

対応

在宅勤務が可能な場合は在宅勤務を行う。
在宅勤務が不可能な場合は通常勤務を行う。

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(5)

37°C以上 37.5°C未満の体温があり、倦怠感や咳などの疑わしき症状が自覚できる。

対応

医療機関で受診のうえ就業可否判断を受ける。就業可能な場合は、在宅勤務を行うこととするが、在宅勤務が不可能な場合は、症状が回復するまでの間、自宅待機とする。

出勤許可

医療機関の診断結果が就労可能であり、感染および体調不良がなく、通常体温（平熱）に戻れば出勤可。

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(6)

37.5°C以上の発熱がある。

対応

就業不可とし、自宅待機とする。

医療機関で受診し、就業の可否判断を受ける。

出勤許可

医療機関の診断結果が就労可能であり、感染および体調不良がなく、通常体温（平熱）に戻れば出勤可。

37.5°C以上の発熱が4日以上継続した場合、または、疑わしき症状が継続した場合は、帰国者・接触者相談センターへ連絡し指示を仰ぐ。

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(7)

14日以内に接触のあった家族・知人が感染したが、保健所から自宅待機の指示を受けていない。



対応

最終接触日から14日間**自宅待機、または在宅勤務**とする。
期間中は、毎日、検温結果と体調を所属長に報告する。



出勤許可

※37.5°C以上の発熱が4日以上継続した場合は、
帰国者・接触者相談センターへ連絡し指示を仰ぐ。

最終接触日から14日を経過し、感染および体調不良がない場合は15日目から出勤可。発症した場合は医師の診断により就労可能となった日から出勤可。

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(8)

14日以内に接触のあった家族・知人が感染した人物と接觸したが、保健所から自宅待機の指示を受けていない。

対応

最終接觸日から14日間**自宅待機、または在宅勤務**とする。
期間中は、毎日、検温結果と体調を所属長に報告する。

※37.5°C以上の発熱が4日以上継続した場合は、
帰国者・接觸者相談センターへ連絡し指示を仰ぐ。

出勤許可

最終接觸日から14日を経過し、感染および体調不良がない場合は15日目から出勤可。発症した場合は医師の診断により就労可能となった日から出勤可。

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(9)

14日以内に集団感染した場に行ったことがあるが、保健所から自宅待機の指示を受けていない。



対応

最終接触日から14日間**自宅待機、または在宅勤務**とする。
期間中は、毎日、検温結果と体調を所属長に報告する。



出勤許可

※37.5°C以上の発熱が4日以上継続した場合は、
帰国者・接触者相談センターへ連絡し指示を仰ぐ。

最終接触日から14日を経過し、感染および体調不良がない場合は15日目から出勤可。発症した場合は医師の診断により就労可能となった日から出勤可。

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事　象

(10)

保健所または医療機関から**自宅待機の要請**があった場合

対　応

所属長（会社）に報告し、保健所または医療機関の指示に従う

出勤許可

自宅待機が解除された日から出勤可

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔抜粋〕

事象

(11)

自分自身が新型コロナウイルスに感染した

対応

所属長（会社）に報告し、保健所または医療機関の指示に従う

出勤許可

保健所または医療機関から就労可能と診断された日から出勤可

8、自宅待機や出勤許可のガイドライン〔報告事象〕

報告が必要な事象

- ① 疑わしき症状が自覚できる
- ② 医療機関でPCR検査を受けた
- ③ 14日以内に感染者と接触した
- ④ 14日以内に感染者と接触した人物と接触した
- ⑤ 14日以内に集団感染が発生した場所に行った
- ⑥ 保健所または医療機関から自宅待機の要請があった
- ⑦ 自分自身が新型コロナウイルスに感染した

報告・連絡先

株式会社ビーイングホールディングス 安全管理課長

TEL :

メール :

9、濃厚接触者の定義

- 感染が疑われる人物と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- 適切な感染防護（マスク・消毒・防護服）なしに感染が疑われる患者を看護、または介護していた方
- 感染が疑われる人物の気道分泌液、または体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方
- 1メートル以内の距離で、感染予防策（マスク・消毒）なしで、感染者と15分以上の接触があった方
- 3密状態で感染者と接触した方

※ 感染者との接触範囲 = 感染者の疑わしき症状が出る2日前からが対象となる

10、疑わしき症状

下記いずれかに該当する場合、感染の疑いが考えられる。

- 風邪症状や 37.5°C を超える熱が 4 日以上続いている

※高齢者や基礎疾患等のある方は 2 日程度続く場合

- 強いだるさ（倦怠感）

- 息苦しさ（呼吸困難）

- 味覚や臭覚の異常



1 1、疑わしき症状が出たときの問い合わせ先

厚生労働省

：新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19

※「帰国者・接触者相談センター」で検索するとスムーズです

1 2、小学校等の臨時休業に伴う対応

出社困難となる従業員には“特別休暇を付与”します

お子さまが通学している小学校等（※）の臨時休業により、勤務予定日の就業が困難となった場合は、有給休暇とは別に特別休暇（賃金100%）を付与。

対象期間＝2020年6月30日まで（土日・祝日、春休み期間は対象外）

※小学校、義務教育学校（小学校過程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園

申請方法等は所属長へお問合せください。

13、相談窓口

従業員の皆様におかれましては、様々な不安や心配があると思います。これらを払しょくし皆様に安心して業務にあたっていただけるように相談窓口を設置いたします。

※ご連絡による情報の漏えい、不利益になることは一切ありません。

●相談窓口・連絡先

株式会社ビーイングホールディングス 総務部長

TEL :

メール :

1 4、その他

風評への配慮をお願いします

- 根拠のないデマに惑わされないようにしましょう
- 特定の方への誹謗中傷をしないようにしましょう